

静岡県収入証紙貼付欄 （必要な手数料分の収入証紙を貼付すること。）
--

教育職員免許状授与等申請書

静岡県教育委員会 様

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないことを宣誓し、関係書類を添付の上、以下の免許状の授与等を申請します。

【教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定】

- 第3号 禁錮以上の刑に処せられた者
- 第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

申請日	年 月 日		
申請者氏名	日中の連絡先電話番号		
現住所			

<現職教員の場合に以下記入>

勤務校		職名	職員番号
電話番号			(公立学校のみ)

<免許状申請情報>

フリガナ		本籍地	都 道 府 県
氏名			
生年月日	(和暦)	年 月 日	

免許状種類	教諭	教諭	教諭	教諭
	免許状	免許状	免許状	免許状
教科又は特支領域				
根拠法令	免許法	免許法	免許法	免許法

免許状種類	教諭	教諭	教諭	教諭
	免許状	免許状	免許状	免許状
教科又は特支領域				
根拠法令	免許法	免許法	免許法	免許法

授与権者記載欄

授与年月日	年 月 日		
受付番号	第		号

静岡県収入証紙貼付欄

記入例

手数料分の静岡県収入証紙をここに貼り付けてください。
(金額は申請書類一覧を御確認ください。)

教育職員免許状授与等申請書

静岡県教育委員会 様

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないことを宣誓し、関係書類を添付の上、以下の免許状の授与等を申請します。

【教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定】

- 第3号 禁錮以上の刑に処せられた者
- 第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 第5号 第11条第1項から第3項までの規定による免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 第6号 日本国憲法施行の日以後生まれ、又は生まれながらにして日本国籍を喪失した者、又は日本国籍を回復した者、日本国籍を喪失した日から3年を経過しない者、日本国籍を回復した日から3年を経過しない者、日本国籍を喪失した日から3年を経過しない者、又は日本国籍を回復した日から3年を経過しない者

各号に該当がないか確認の上、申請者氏名を記入してください。

申請日	令和 ○ 年 9 月 16 日		
申請者氏名	静岡 太郎	日中の連絡先電話番号	090-0000-0000
現住所	静岡市葵区△△町1-2		

<現職教員の場合に以下記入>

勤務校	県立〇〇高校	職名	教諭	職員番号	00123456
電話番号	054-000-0000			(公立学校のみ)	

<免許状申請情報>

フリガナ	シズオカ タロウ	本籍地	静岡県 都道府(県)
氏名	静岡 太郎		
生年月日	(和暦) H10 年 1 月 2 日		

申請(取得)する免許状の情報を記載してください。

免許状種類	小学校 教諭 一種 免許状	中学校 教諭 一種 免許状	教諭 免許状	教諭 免許状
教科又は特支領域		国語		
根拠法令	免許法 別表1	免許法 別表1		

免許状種類・根拠規定一覧

- > 法別表1
- > 法別表2(保健師免許使用は別表2口)
- > 法別表2の2
- > 法第16条
- > 規則第7条第3項
- > 規則第7条第5項
- > 法別表3
- > 法別表4
- > 法別表5
- > 法附則9項

1. 書類の提出先

〒420-8601静岡市葵区追分
静岡県教育委員会義務教育課
電話番号:054-221-2758
(※)市町立学校の教職員も、提出先は市町村教育委員会です。

2. 提出書類

根拠法令は、ホームページの提出書類一覧の左に記載されている色塗りの部分を記載して下さい。(HPでは、左のように画面表示されています。)

旧姓・通称名の併記を希望する場合は記載して下さい。(詳細は申請書類を案内するページに添付している「旧姓・通称名の併記について」を参照)

授与権者記載欄

授与年月日	年 月 日
受付番号	号

この欄は記載不要

旧姓による氏名「浜松 太郎 (ハママツ タロウ)」の併記を希望